

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

〈銀行法施行規則（昭和57年3月31日大蔵省令第10号）等の一部を改正する内閣府令等〉

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	金融機関の営業所等において、店舗運営の効率化等の事情がある場合（例：「当該店舗の顧客の動向等を踏まえ、来店者が少ない午前中を営業時間から除き、代わりに顧客ニーズが高い3時以降の営業時間を延長する」など）についても、顧客利便を著しく損なわない限りにおいては、営業時間を変更できるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、営業時間の変更を実施する場合には、当該店舗における顧客の動向等を十分把握し、顧客利便を著しく損なうことがないことを十分に確認した上で、営業時間の変更を行う必要があると考えられます。
2	金融機関の営業所等が営業時間を変更する場合、その変更期間において、当該営業所等の店頭に必要な事項を掲示し続ける必要があるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
3	顧客の利便を著しく損なわない限りにおいては、曜日ごとに異なる営業時間にすることも認められるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、営業時間の変更を実施する場合には、当該店舗における顧客の動向等を十分把握し、顧客利便を著しく損なうことがないことを十分に確認した上で、営業時間の変更を行う必要があると考えられます。
4	本改正における営業時間の変更は、一時的な変更のみではなく、恒常的な業務取扱時間の変更についても認められるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
5	営業時間を変更した場合の店頭掲示事項の対象となる最寄りの営業所等には、物理的な距離のみならず、例えば、公共交通機関を利用すると移動時間が最も短い他の営業所等（顧客利便がより高い営業所等）を含むとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
6	金融機関の営業所等が営業時間を変更する場合における、以下のケースの取扱を確認したい。 A：営業時間を変更する営業所等 B：Aの所在地に最も近い場所に存在する営業所等 C：A以外でBの所在地に最も近い場所に存在する営業所等 （1） BもAと同様の営業時間の変更をする場合、Aの店頭に、Cの名称等のみを店頭掲示することが可能か。 （2） AもBも出張所であり、Cがその母店である場合、Aの店頭に、Cの名称等のみを店頭掲示す	現行法令上、営業時間を変更する場合は、その旨を記載した店頭掲示義務があるところ、今般の改正は、顧客への周知徹底を図る観点から、最寄りの営業所等の名称等を店頭掲示事項として加えたものです。 なお、最寄りの営業所等については、金融サービスを適切かつ円滑に提供するため、営業時間変更時に代替となる営業所等を顧客にわかりやすく掲示するという趣旨に鑑み、顧客の利便性の確保の観点から最適と考えられる営業所等に誘導できるよう掲示すべきものと考えられま

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>ることが可能か。</p> <p>(3) Bが無人の営業所等である場合、Aの店頭 に、Cの名称等のみを店頭掲示することが可能か。</p>	<p>す。</p>
7	<p>店頭掲示事項のうち、「その他の連絡先」とは、ど のようなものを想定しているか。</p>	<p>当該規定については、営業所等が営業時間を変 更した場合において、顧客への周知徹底を図る 観点から最寄りの営業所等の名称等を店頭掲示 することを求めるものです。したがって、「その 他の連絡先」は、各金融機関の判断により、必 要に応じて顧客の利便性の確保の観点から有用 と思われる連絡先が該当するものと考えられま す。</p>
8	<p>金融機関の営業時間の変更を柔軟にし、午前のみ、 あるいは午後のみという営業形態とすることは構 われないと考える。</p> <p>一方、今の金融機関は平日しか営業しておらず、社 会人や学生が利用しづらいため、ゆうちょ銀行を含 めた金融機関の窓口営業を平日のみではなく、土日 のどちらかあるいはどちらも行うよう促してほし い。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>現行の法令において、金融機関が休日に営業を 行うことは制限されておりません。各金融機関 の判断により営業することができます。</p>
9	<p>現状、通常の窓口業務の大部分はATM（現金自動預 け払い機）によって処理されており、今回の改正 は不必要なものではないか。</p> <p>小切手、印紙、金券類の処理、振込伝票の処理及び 集金処理について考慮するのであれば、土曜日など の休日における業務（特に振込処理）を可能にすべ きではないか。</p> <p>また、営業時間の延長により、金融機関職員の労働 環境が悪化する恐れについても、監督官庁として留 意すべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>金融機関の営業時間は原則として午前9時から 午後3時とされており、この規制を緩和する ことで過疎地等の営業所等を存続させること が可能となります。</p> <p>また、現行の法令において、金融機関が休日に 営業を行うことは制限されておりません。各金 融機関の判断により営業することができます。</p> <p>なお、営業時間の延長により金融機関職員の労 働環境が悪化することのないよう、労使間にお いて労働条件につき、十分な協議を行うことが 必要と考えております。</p>
10	<p>休日営業と平日の夜間帯の営業を希望する。その代 わり平日は3日ほど閉めても構わない。</p> <p>サービス業が他業種と同じ時間帯に営業してい ては意味がない。</p> <p>特に、会社員が多い日本では、このような機会の損 失により金融機関へ行かない人が多いと感じる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>金融機関の営業時間は原則として午前9時から 午後3時とされており、</p> <p>また、現行の法令において、金融機関が営業時 間を延長することや休日に営業を行うことにつ いて、制限されておりません。各金融機関の判</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	機会損失が減ると手数料収入も増え、経済にもいくらか影響を与えるだろう。	断により営業することができます。
11	金融機関の営業時間を各社午後9時まで自由に決められるようにしてほしい。もしくは、各社ごとに最大営業時間の範囲内で好きにさせてほしい。そうすることで、夜間営業に特化した金融機関も出てきて良いのではないか。また、土日も窓口営業を行ってほしい。	貴重なご意見として承ります。 現行の法令において、金融機関が営業時間を延長することや休日に営業を行うことについて、制限されておりません。各金融機関の判断により営業することができます。
12	現在、金融機関の窓口業務が15時までであり、大変不便である。 仕事のある方のほとんどは、平日の日中は仕事でなかなか窓口へ行く時間がとれない。中には短い昼休みの時間を削って窓口を利用する方もいる。 営業時間の変更が認められ、夜間、休日等にも窓口の営業ができれば、利用者にとっても大変ありがたい。	
13	この改正に賛成である。 国民待望の改正であると思われる。改正及び各金融機関における実施の内容次第ではあるが、平日の昼間に金融機関に行けない者が窓口を利用しやすくなるようになるのであれば、非常に有益と考える。改正内容については、別段問題があるように思われなかった。	
14	金融機関及びその代理店について営業時間を弾力化する改正案を提示いただいたことを高く評価する。 本改正案が実現すれば、人口減少が進む地域でも店舗等が維持しやすくなり地方創生に資するほか、商業施設内店舗など法定営業時間を確保できない店舗においても当座預金業務を営むことができるようになるなど、顧客利便の向上にもつながると考えられるため、早期に実施に移されるよう期待したい。	貴重なご意見として承ります。